

回 覧										

消費生活について、お気軽にご相談ください

伊丹市立消費生活センター



消費生活に関するご相談や、トラブル防止のための出前講座などを実施しています。

消費生活に関するご相談

暮らしの中の疑問やトラブルについて、専門の相談員が問題解決に向けて、公正な立場でアドバイスやあっせんなどを実施しています。

例えば、こんなご相談にお答えします！

暮らしの疑問

「賞味期限」と
「消費期限」の
違いを知りたい。



悪質商法・特殊詐欺

「動画視聴料が未払い。すぐに
支払うように」とメールが来たが
利用した覚えがない。



不審な電話

「名義を貸して」など
不審な電話がかかって
きたがどうすればよいか。



製品事故

家電製品を使用中に
とつぜん、火と煙が出て
やけどしそうになった。



■伊丹市立消費生活センター

伊丹市宮ノ前2-2-2 相談専用ダイヤル

072-775-1298

受付時間 月～金曜日（祝日・年末年始除く）
9：00～12：00、13：00～16：15

■消費者ホットライン

局番なしの **188**（いやや、泣き寝入り）

受付時間 年末年始除く 10：00～16：00



阪急伊丹駅から徒歩7分
JR伊丹駅から徒歩8分
お車でお越しの際は宮ノ前地下
駐車場（有料）をご利用ください

裏面もご覧ください

トラブル防止のための出前講座

消費生活トラブル防止のため、専門の講師を派遣します。自治会、地域ふれあい福祉サロン、子育てサークルなどで好評です。市内在住・在勤・在学のおおむね10人以上のグループが対象です。



ふれあい福祉サロンにて講座

①まちづくり出前講座『うまい話には気をつけましょう』

実際のトラブル事例をまじえながら、契約の基礎知識や消費者として気をつけたいことを講義形式でお伝えします。

②消費者トラブル防止講座

幅広い年齢層を対象とした、楽しくて役に立つ講座。様々なメニューをご用意しております。

詳しくはお問い合わせいただくか、消費生活センターホームページをご覧ください。



小学生向けの講座もあります

勧誘の電話や、番号非通知の不審な電話にこまっていますか？ ～「迷惑電話防止装置」の利用をおすすめします～

以下は、平成28年度に市内において実施した迷惑電話防止装置の有効性を検証するモニター調査の結果です。

- ・ひと世帯あたり、平均してひと月に9回の迷惑電話を受信していた。
- ・平均してひと月に43回も受信していた世帯もあった。

(これらの迷惑電話は全て、装置が着信を拒否しました)

- ・モニターアンケートでは、約91%の方が「装置は悪質商法や特殊詐欺の被害・トラブル防止に効果的」と回答した。



電話での勧誘や詐欺を防ぎます

装置は様々な種類・機能があり、家電量販店などで販売されています。

利用条件等を確認のうえ、ご利用をご検討ください。

ー 消費生活情報メールマガジンを配信していますー

相談事例や悪質商法の対処方法、イベント案内など、暮らしに役立つ情報をお届けしています。「itami@emp.ikkr.jp」へ空メールを送信いただくか、右のQRコードを読み取ってメールを送信ください。

その後にメールが返信されますので、画面の案内にそってご登録ください。「いたみメール」ホームページ (<http://www.ikkr.jp/itami/>) から登録できます。



お問い合わせ先：伊丹市立消費生活センター

〒664-0895

伊丹市宮ノ前2丁目2番2号

伊丹商エプラザビル1階

電話 072-772-0261

FAX 072-775-3811

私たちはみんな
消費者です！

